

## モノづくり推進地域の追加指定及び指定の解除について

東大阪市住工共生のまちづくり条例（以下「条例」という。）第10条に規定されたモノづくり推進地域については、「条例の施行の日において、工業地域として指定されている地域は、モノづくり推進地域として指定されたものとみなす」との附則の規定に基づき、現在、工業地域全域を指定している状況にある。

今般、モノづくり企業の集積を維持するために、モノづくり推進地域としての追加指定及び指定の解除について、本年度実施した製造業事業所等立地調査の中間報告及びそれとともに審議された東大阪市住工共生まちづくり審議会（植田浩史会長）からの意見を踏まえ、以下のとおりとする。

### 1. 条例における規定

（モノづくり推進地域）

- 第10条 市長は、モノづくり企業の集積を維持するため、準工業地域のうちモノづくり企業の土地利用の比率が高い地域及び工業地域をモノづくり推進地域として指定することができます。
- 2 市長は、モノづくり推進地域の全部又は一部についてモノづくり企業の集積を維持する必要がなくなったと認めるときは、当該モノづくり推進地域の全部又は一部について、前項の規定による指定を解除することができる。
- 3 市長は、モノづくり推進地域を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、第19条の東大阪市住工共生まちづくり審議会の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、モノづくり推進地域を指定し、又は指定の解除をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

### 2. モノづくり推進地域の追加指定及び指定の解除の考え方

#### （1）工業地域における指定の解除

上記のとおり、条例では、「『モノづくり企業の集積を維持する必要がなくなったと認めるとき』にモノづくり推進地域の指定を解除することができる」と規定されているが、都市計画法において工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域と規定されており、地域経済を支える東大阪市の重要な存立基盤であるモノづくり企業の集積を積極的に維持するという観点から、現段階ではモノづくり推進地域の指定の解除は行わないこととする。平成27年度に予定されている、用途地域の見直しの際に関係部局と連携、情報共有し、改めて検討していく。

#### （2）準工業地域における指定

上記のとおり、条例では、モノづくり推進地域に指定することができる地域として、「準

工業地域として指定されている地域のうちモノづくり企業の土地利用比率が高い地域」と規定されているが、条例前文にあるとおり、「モノづくり企業の集積は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤」であり、その集積を維持するため指定するのが「モノづくり推進地域」である。

モノづくり推進地域については、「他市町村からの企業誘致及び工業系以外の用途地域にある工場の移転の受け皿とすべく幅広にモノづくり推進地域を指定すべき」という審議会からの意見やモノづくり企業の集積を維持していくといった「モノづくり推進地域」を指定する目的、さらには、「モノづくり推進地域」として指定されることによるデメリットは少なく、むしろ、住宅を建築する際のルールが適用されることにより、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を低減するために必要な措置を講じる機会があること、加えて、市民・事業者等の予見性確保といった観点から、一定の土地面積を有し、すでに設置された都市計画施設などの土地利用が変更される可能性が低い地域や一定の土地面積を有し、他法令で用途規制がされている地域、独立した準工業地域内に全く製造業が立地していない場合を除き、指定していくこととする。

なお、その他以下に掲げる要件に基づき、製造業事業所等立地調査の中間報告をもとに準工業地域の土地利用状況等を確認し、別添のとおりモノづくり推進地域の指定地域を決定する。

### 【要件】

#### ①モノづくり推進地域の境界線

次のいずれかとする。

- ・用途地域境界
- ・流通業務地区境界
- ・隣接する建物への影響を考慮し、道路、河川、水路、緑地など明確に区域区分できる地形地物

#### ②準工業地域内のモノづくり推進地域とする地域の設定方法

- ・準工業地域のうち、一定の土地面積を有し、すでに設置された都市計画施設などの土地利用が変更される可能性が低い地域（鴻池水みらいセンター、川俣水みらいセンター及びJR操車場）は除外する。⇒別紙図面のア、ウ
- ・準工業地域のうち、一定の土地面積を有し、他法令で用途規制がされている地域（近鉄操車場、流通業務地区）は除外する。⇒エ、オ、カ
- ・準工業地域のうち、モノづくり企業の製造拠点（倉庫、事務所等は除く）としての土地利用が確認できない独立した地域は除外する。⇒イ、キ